

神戸交通労働組合との対局交渉議事録

1. 日 時：令和7年9月3日（水）16時00分～16時30分
2. 場 所：神戸交通労働組合本部会議室
3. 出席者：【当局】業務改革担当課長、職員担当係長
【組合】副執行委員長、書記長
4. 発言内容：別紙のとおり

【当局】被服の見直しについては、これまで、職場環境及び組織風土改善の取り組みの一環として、自動車部において、夏季の服装の整正、部内の統一を図るため、令和6年度から盛夏服及び統一ネクタイを新たに導入し、着用基準の徹底を図ってきたところである。

一方で、その他の運輸部門の被服については、仕様が長期間見直されておらず、種類によっては、機能性が低いことなどが課題となっていることから、制服及びカッターシャツについて性能面の向上を図るとともに、接客に適したデザインの防寒コートを導入する。

技術部門については、作業服等について全市の共通被服に変更するとともに、夏季の熱中症対策としての空調服等の新規貸与や、ニーズに合わせた貸与ができるようポイント制の導入を行う。

今回の見直しにより、服装の整正、接客水準の向上、職場環境改善、職員のモチベーションアップを図るとともに、経費削減により経営改善につなげていく。

1. 運輸部門における被服の見直しについて

【当局】 まず、運輸部門における被服の見直しについて、「(1) 制服、カッターシャツの見直しについて」であるが、業者の選定方法を見直すことなどにより、費用を押さえつつ、軽量かつ伸縮性のある素材を導入するなど、性能面の向上を図る。

また、従来の制服及びカッターシャツは、神戸市交通局の制服であることが判別しにくいものであることから、制服にシルバーの局章、カッターシャツに緑色の局章を入れることで、制服であることを明確に判別できるようにする。

さらに、経営改善のため、制服の採寸を廃止するとともに、夏の制服上衣を廃止し、合の制服をオールシーズン対応としたい。

貸与周期については、従来の制服、カッターシャツの貸与年度と合わせて順次貸与することとする。なお、新たな制服、カッターシャツ貸与後も、従来の被服は引き続き着用可能とする。

「導入予定時期」は、令和8年度冬を予定している。

続いて、「(2) 新たな防寒コートの導入について」であるが、接客水準のさらなる向上のため、既存の防寒ジャンパー及び防寒コートを廃止し、接客に適した防寒コートを導入する。

貸与周期については、導入初年度の令和8年度に1着貸与し、以降6年に1着貸与することとする。新たな防寒コート貸与後は、既存の防寒ジャンパー及び防寒コートの着用は認めない。

こちらも「導入予定時期」は、令和8年度冬を予定している。

(1) 及び(2) に関する仕様やデザインのイメージは、提案資料を確認いただきたい。

「(3) 被服の見直しに伴う着用基準について」であるが、被服の着用にあたっては、これまで通り節度ある端正な着用を心がけることとし、接客対応は、制服(夏季はカッターシャツ・盛夏服) または新たな防寒コートで行うこととする。

制服での接客時は、カッターシャツ、ネクタイの上に制服を着用することとし、制服の下に私物のベスト等を着用することは認めない。防寒コートでの接客時は、カッターシャツ、ネクタイ（＋制服の上着）の上に防寒コートを着用し、ファスナーを必ず上まで締めることとする。なお、襟元のボタンについては、外した状態での業務も可能とする。それぞれの被服の着用時期、着用ルールなど他の基準は従来通りとしたい。

2. 作業服等の変更及び新規追加について

【当局】次に、技術部門における作業服等の変更・新規貸与及び貸与周期の見直しについて説明させていただく。

「(1) 作業服・作業帽の変更について」であるが、作業服・作業帽に関して、機能性向上及び経費削減のため、全市の共通被服に変更する。これにより、これまでの夏用作業服・冬用作業服及び作業帽に加えて、耐火性作業服（夏冬）、耐火性作業帽が選択できるようになる。

「導入予定時期」は、令和8年度冬を予定している。

次に、「(2) 空調服及びポロシャツの新規貸与について」であるが、夏季の熱中症対策として、これまで職場単位で調達していた空調服を個人貸与の被服とするとともに、新たにポロシャツを導入する。空調服については、ファン付き長袖作業服又はファン付ベストを貸与することとし、ポロシャツについては、紺地又は白地のどちらかを選択できるようにする。

「導入予定時期」は、令和8年度夏を予定している。

「(3) 貸与周期の見直しについて」であるが、全市共通被服導入に伴い、発注枚数について柔軟に対応できるようになることから、職員のニーズに合わせた貸与ができるよう、共通被服導入初年度（新規採用者については採用年度）の翌年度以降の貸与についてポイント制を導入する。今回新たに導入するポイントは、作業服の上着、ズボンがそれぞれ2ポイント、作業帽が1ポイント、円管服が4ポイント、ファン付長袖作業服及びファン付ベストが4ポイント、ポロシャツが1ポイントとしている。市バス車両課、電気システム課電気区、電気システム課変電区、地下鉄車両課、施設課保線区の職員については、毎年度9ポイントまで選択できることとするが、翌年度への繰り越しは不可とする。それ以外の職場での導入初年度（令和8年度）及び新規採用年度の貸与数、翌年度以降のポイントの詳細については、資料を確認いただきたい。

なお、市バス車両課については、共通被服導入初年度に作業帽を2着貸与するとともに、激変緩和措置として、令和9年度から3年間は、作業帽のポイントを、0.5ポイントとして計算することとする。

また、全所属共通の留意点として、空調服に装着するファン、バッテリーについては、各所属にて必要数を調査のうえ発注を行うこととし、共通被服の導入後も、各所属にて現在保有している空調服、ファン、バッテリーについて、引き続き使用可能な場合は、継続的に活用することとしたい。今回新たに導入するポロシャツで作業を行う場合については、各所属において、それぞれの作業において安全上問題ないかを確認の上で作業に当たらせることとし、安全上問

題のある場合は、作業服を着用の上、作業に当たらせることとする。また、共通被服の導入以降も、既存の交通局作業服を着用可能とするが、上着とズボンと同じ種別の被服をセットで着用することとする。

なお、防寒ベスト・防寒コートについては、上記のポイント制に含めず、現行のルール通り貸与する。

(運輸部門関係)

【組合】運輸部門の新たな被服について、局章を入れるとのことだが、改めて、どのような意味合いがあるのか。

【当局】現行の制服では、一般のスーツとほとんど変わらない外見であるが、新たな被服では局章ロゴを入れることで、交通局職員であることが一目でわかるようになり、非常時の対応がスムーズにできることや職員の意識改革が期待できる。また、制服が貸与品であることを明確化する意味合いもある。

【組合】新たな被服については、採寸を廃止するということだが、サイズ確認をどのようにするのか。また、裾上げを個人対応とするということであるが、新たな費用負担が生じないようにしてもらいたい。

【当局】サイズ確認については、今後選定する事業者サンプルを用意してもらい、一定期間職場で確認できるようにしていくことを考えている。また、裾上げについては、他社局の事例を参考に、アイロンで接着できる裾上げテープを用意するなどの対応を考えている。ご指摘の点も踏まえて、事業者選定の中で調整してまいりたい。

【組合】業務上、制服が汚損・破損した場合は、どのような対応となるのか。

【当局】現行においても、業務上で汚損・破損した場合は、所属及び職員からの報告を踏まえて、適宜交換対応しており、今後も同様の取り扱いをしていく。

【組合】被服に関しては、酷暑期の熱中症対策や働きやすい職場づくり対応など、他社局では様々な動きが出てきている。被服の運用に関しては、今後も柔軟な対応を検討してもらいたい。

【当局】今回の見直しに関しても、現場の職員の意見も踏まえて、働きやすい職場づくりに資するよう検討を重ねたうえで提案をしている。ご要望の内容については、上司に伝えておく。

【組合】本庁部門や管理職などについて、業務中に着用していない場合があるが、どのような場合に着用するのか、ルールの整理が必要ではないか。

【当局】この点について、持ち帰り確認していく。

(技術部門関係)

【組合】業務職員については、空調服やポロシャツが「業務内容による」とされているが、全員に貸与されないのか。また、整理員は何が貸与されるのか。

【当局】業務職員の業務内容は、それぞれで大きく異なるため、一律に決めることはできないと考えており、それぞれの業務内容に応じて、職場及び経営企画課で確認の上、必要があれば貸与することとしたい。また、整理員の被服については、運輸部門に準じることとしているため、そちらのルールに基づいた被服を貸与

する。

【組合】市バス車両課の作業帽について、これまで毎年度2着貸与されていた。しかしながら、今回の提案では3年間の激変緩和期間が設定されているものの、以降はポイント制になると、夏冬の作業服上下を選択すると作業帽は実質的には1着しか選択できないこととなる。3年経過時点で運用状況を見て、改めて検討するよう申し入れる。

【当局】市バス車両課の激変緩和措置は3年間と考えているが、その間の運用状況を踏まえて、必要がある場合については、検討させていただく。